

各関係機関の長 殿

国立感染症研究所長  
(公印省略)

研究職員の公募について (依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、この度当所では下記のとおり研究職員を募集することになりました。  
つきましては、貴下職員に御周知下さるようお願い申し上げます。

記

1. 職名等

| 職名  | 業務内容  | 応募部署  |
|---|---|---|
| 国立感染症研究所<br>任期付研究員<br>(若手育成型)<br>(主任研究官クラス)<br><br>(募集人数)<br>若手育成型：5名程度<br>主任研究官クラス：<br>2名程度<br><br>任期：採用予定日より4年(任期終了前の評価に基づいて、採用日から5年まで延長可)<br><br>※ 任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。 | 国立感染症研究所は、感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、また、これを支援することにある。<br>主な業務としては、①研究業務、②感染症のレファレンス業務、③感染症のサーベイランス業務、④国家検定・検査業務、⑤国際協力関係業務、⑥研修業務、⑦アウトリーチ活動等であるが、今回の公募職においては、主に感染症の公衆衛生(疫学、危機管理を含む)に関する研究と業務に従事する。<br>※詳しい職務内容は別紙1のとおり | 感染症疫学センター<br>感染症危機管理研究センター<br>実地疫学研究センター<br><br>※なお、応募者の専攻・希望に基づいて配属先を決定するが、希望に添えない場合もありますのでご了承願います。<br>※部署は組織再編等で変更する可能性があります。 |

応募資格

(若手育成型)

1. 感染症の公衆衛生(疫学全般、危機管理を含む)に関する研究に意欲を有すること
2. 行政機関と連携して感染症の公衆衛生(疫学全般、危機管理を含む)に関する業務を遂行する意欲と能力を有すること
3. 大学院博士課程修了後4年以内の学位(博士)取得者、もしくは同等と認められる者

※上記1から3を満たすこと

(主任研究官クラス)

1. 公衆衛生（疫学全般、危機管理を含む）に関する研究実績を有すること
2. 感染症の公衆衛生（疫学全般、危機管理を含む）に関する研究に意欲を有すること
3. 行政機関と連携して感染症の公衆衛生（疫学全般、危機管理を含む）に関する業務を遂行する意欲と能力を有すること
4. 大学院博士課程修了後4年以上の学位（博士）取得者、もしくは同等と認められる者

※上記1から4を満たすこと

## 2. 提出書類

(1) 履歴書（市販用紙使用、高等学校卒業以降を記入し、写真を貼付。）

※「若手育成型」もしくは「主任研究官クラス」のどちらでの応募かを記載すること。

※配属を希望する応募部署を記載すること。

(2) 主要研究概要（1,200字以内）

(3) 応募職の業務内容に関する抱負（1,000字以内）

(4) 業績目録（A4版縦横書き、別紙2参照）

※ 査読有りの論文については最低限、記載すること。（若手育成型）

(5) 論文別刷（1編以上）

(6) 学位記（写し）又は学位を証明するもの（A4に縮小すること）

(7) 公衆衛生実務経験概要（1,000字以内、若手育成型の該当者のみ提出）

(8) 公衆衛生実務経験を照会できる者のリストと連絡先（2名、若手育成型の該当者のみ提出）

## 3. 書類提出先及び提出方法

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所 所長 脇田 隆字

※ 応募書類の封筒に、「国立感染症研究所 任期付研究員（疫学公衆衛生枠） 応募」と朱書きの上、所長宛て親展として書留にて郵送してください。封筒に「若手育成型」もしくは「主任研究官クラス」と朱書きし、どちらに応募しているかを明確にしてください。なお、提出された書類は返却いたしません。

4. 応募締切日 令和5年11月30日（木）必着

5. 採用予定日 令和6年4月1日（予定）

6. 任期 採用予定日より4年（任期終了前の評価に基づいて、採用日から5年まで延長可）

※1 若手育成型として採用された場合、若手育成型としての再任はありません。

※2 任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。

※3 「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」第3条第1項第2号により、国立の試験研究機関に任期付研究員として採用されたことのある方は若手育成型には応募できません。

## 7. 処遇

(1) 給与は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）に基づき支給する。若手育成型の俸給は、同法第六条第二項により決定する。

(2) 1週間当たりの勤務時間は、38時間45分（週休2日制）です。

(3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されていま

す。

8. 選考採用試験スケジュール

(1) 第1次審査(書類選考) 令和5年12月上旬(予定)

(2) 第2次審査(面接試験) 令和5年12月下旬(予定)

※ 第1次審査(書類選考)を通過された方には、当方から第2次審査(面接試験)に関する連絡をいたします。

|        |          |             |                 |
|--------|----------|-------------|-----------------|
| 9. 勤務地 | 国立感染症研究所 | 戸山庁舎        | 東京都新宿区戸山1-23-1  |
|        |          | 村山庁舎        | 東京都武蔵村山市学園4-7-1 |
|        |          | ハンセン病研究センター | 東京都東村山市青葉町4-2-1 |
|        |          | 飯田橋事務所      | 東京都千代田区富士見2-7-2 |

※なお、応募者の専攻・希望に基づいて配属先を決定するが、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

10. その他

国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し、新たな法人として「国立健康危機管理研究機構」を設置する「国立健康危機管理研究機構法」が令和5年6月7日に公布され、この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっています。このため、当該法律の施行により国立感染症研究所が法人となった場合、その日以前に国立感染症研究所職員として任用されていた者は、国家公務員ではなくなり、法人職員として任期満了まで引き続き任用されることとなります。

11. 問い合わせ先

国立感染症研究所 総務部人事課人事第一係 谷内

03-4582-2625 E-mail:jinji@nih.go.jp

12. 国立感染症研究所ホームページURL <https://www.niid.go.jp/niid/ja/appeal.html>

## ○職務内容について

### 感染症疫学センター

平成 11 年 4 月に施行された感染症法では、サーベイランスシステムの強化が示されている。同法に基づいた基本指針の中には患者発生状況サーベイランスと同様に病原体に関する情報の収集、分析及び提供と公開も必要であるとされている。その中には国立感染症研究所に中央感染症情報センターを、地方感染症情報センターを各都道府県等域内に 1 ヶ所設置することが述べられている。

感染症情報センター (IDSC) は、平成 9 年度に感染症疫学部が発展解消され新たに国立感染症研究所内に設立された。その後、平成 25 年に感染症疫学センターに改称された。令和 2 年の組織再編により、感染症疫学センターは、センターの企画管理を担当する 3 つの室 (企画管理グループ)、サーベイランスを担当する 4 つの室 (サーベイランスグループ)、予防接種を担当する 4 つの室 (予防接種グループ)、疫学研究を担当する 3 つの室 (疫学研究グループ) からなる 14 室体制となった。

#### ○企画管理グループ

企画管理グループは、感染症疫学センターが行う業務、研究、研修の企画、調整に関すること、またサーベイランスに関する情報システムの開発とオープンデータ化、データシェアリングに関する業務と研究を行う。

##### ・ 企画管理室 (第一室)

企画管理室では、感染症疫学センターが行う業務、研究、研修の企画、調整に関する業務、研究を行う。

##### ・ システム開発室 (第二室)

システム開発室では、サーベイランスを目的とする情報システムの開発と維持に関する業務、研究を行う。

##### ・ オープンデータ推進室 (第三室)

オープンデータ推進室では、サーベイランスで収集された情報の公開と二次利用 (データシェアリング) の促進に関する業務、研究を行う。

#### ○サーベイランスグループ

サーベイランスグループは、国のサーベイランス事業の中で中央感染症情報センターとして位置づけられ、地方感染症情報センター並びに都道府県等の協力を得て、感染症法に規定された 1-5 類感染症を中心としたサーベイランスを行っている。感染症サーベイランスに関連するものとして、感染症情報 (患者情報、病原体情報、血清疫学情報) の収集と分析・提供、感染症対策に関する立案と技術支援、及びこれらをより有効に実施するための研究を行っている。これらの感染症情報及び研究内容等の交換は国内のみではなく、海外関係機関とも積極的に行っている。また新型コロナウイルス感染症の流行に対応するために、新規サーベイランスの構築と分析に関する業務と研究を行っている。

##### ・ 情報分析室 (第四室)

情報分析室では、感染症発生動向調査、積極的疫学調査を含む国内の感染症疫学データの収集、解析及び評価並びに海外の感染症情報機関との情報交換に関する業務、研究を行う。

##### ・ 情報還元室 (第五室)

情報還元室では、感染症発生動向調査に関する情報還元を目的とした定期刊行物並びにコンピューター通信を用いる感染症情報の提供に関する業務、研究を行う。

##### ・ 次世代情報室 (第六室)

次世代情報室では、インターネット等を用いた国内外の感染症に関する情報の収集、解析および評価並びに新規サーベイランスの構築と分析に関する業務、研究を行う。

・ 情報管理研修室（第七室）

情報管理研修室では、サーベイランスオフィサーの養成に関する業務、研究を行う。

#### ○予防接種グループ

予防接種グループは、感染症流行予測調査事業の一環として行われている血清疫学調査の立案と実施、現行予防接種の効果と副反応に関するモニタリング、これらの結果の公表と広く一般への情報提供、予防接種対象疾患の感染症として人に与える影響（disease burden）に関する調査研究、及び今後の我が国における予防接種の有用性に関する総合的研究を行っている。また国立感染症研究所として行われている国内血清銀行の管理を行っている。

・ 予防接種政策室（第八室）

予防接種政策室では、予防接種の接種状況、有効性、費用対効果に関する調査および研究並びに予防接種の計画に関する業務、研究を行う。

・ 予防接種評価室（第九室）

予防接種評価室では、予防接種の安全性及び副反応に関する業務、研究を行う。

・ 予防接種普及室（第十室）

予防接種普及室では、予防接種の普及に関する業務、研究を行う。

・ 血清疫学室（第十一室）

血清疫学室では、感染症流行予測調査と国内血清銀行の運営に関する業務、研究を行う。

#### ○疫学研究グループ

疫学研究グループは国立感染症研究所が行う感染症研究のデザイン、統計解析の支援、感染症数理モデルを用いた感染症の流行分析、対策戦略の設計を行っている。

・ 疫学統計室（第十二室）

疫学統計室では、研究デザイン、統計コンサルテーション及びこれらに関する業務、研究を行う。

・ 理論疫学室（第十三室）

理論疫学室では、感染症数理モデルを用いた感染症の流行分析、対策戦略の設計及びこれらに関する業務、研究を行う。

・ 国際研究室（第十四室）

国際研究室では、海外フィールド研究の実施及びこれに関する業務、研究を行う。

### Center for Surveillance, Immunization, and Epidemiologic Research

An infectious disease control law was enacted in April 1999 in Japan. The infectious disease control law strengthens infectious disease surveillance system. It is indicated that collection and analysis of information about infectious disease and feedback/dissemination of that information are necessary in infectious disease control and prevention. It is also indicated that both disease surveillance and microbiological surveillance are the essential component for high quality infectious disease surveillance. Infectious Disease Surveillance Center (IDSC) was established as an extensive of Division of Infectious Disease Epidemiology in 1997, and it has been designated as a National Infectious Disease Surveillance Center. In local or district level, it is encouraged to designate Local Infectious Disease Surveillance Center. The main targets are category 1-5 infectious diseases prescribed in an infectious disease control law. IDSC gets large cooperation from a district/local infectious disease surveillance centers to operate national infectious disease surveillance.

Center for Surveillance, Immunization, and Epidemiologic Research (CSIER) was established as

an extensive of IDSC in 2021.

○DIVISION FOR PLANNING AND COORDINATION

- ・ PLANNING AND COORDINATION OFFICE
- ・ SYSTEM DEVELOPMENT UNIT
- ・ OPEN DATA UNIT

○DIVISION FOR SURVEILLANCE

- ・ SURVEILLANCE ANALYSIS UNIT
- ・ INFORMATION DISSEMINATION UNIT
- ・ NEXT-GENERATION SURVEILLANCE UNIT
- ・ SURVEILLANCE MANAGEMENT UNIT

○DIVISION FOR IMMUNIZATION

- ・ IMMUNIZATION POLICY UNIT
- ・ IMMUNIZATION SAFETY UNIT
- ・ IMMUNIZATION OUTREACH UNIT
- ・ SEROEPIDEMIOLOGY UNIT

○DIVISION FOR EPIDEMIOLOGIC RESEARCH

- ・ EPIDEMIOLOGY AND STATISTICS UNIT
- ・ MATHEMATICAL MODELING UNIT
- ・ INTERNATIONAL RESEARCH UNIT

### 感染症危機管理研究センター

令和元年度まで国立感染症研究所感染症疫学センターが担っていた業務には、疫学調査研究、ワクチンの効果及び副反応に関する調査研究、検査技術研修、並びに感染症サーベイランスなどがあるが、東京オリンピック・パラリンピックや大阪・関西万博などによる感染症発生の危機の可能性を控え、感染症疫学センターの業務が多岐に亘っており、一つのセンターでは十分な役割を果たすことが困難となってきた。

このような状況の中、感染症疫学センターの危機対応関連部門、病原診断部門、講習部門を分離し、新たに感染症の危機管理部門を担う組織として令和2年4月に感染症危機管理研究センターが設置された。また新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を踏まえ、令和3年4月に大幅に機能と人員を拡大し、危機対応演習・訓練の実施支援・プログラム開発、緊急時検査体制の構築・対応支援等の機能強化が行われた。

感染症危機管理研究センターは、次に掲げる業務を行っている。

- 一 感染症その他の特定疾病の危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習の実施。
- 二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレファレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習の実施。

感染症危機管理研究センターは八室からなり、各室の所管は以下の通りである。

- ・ 第一室（企画管理室）  
研究、研修の企画及び調整並びにセンター長を補佐し、センターの事務処理に関すること。
- ・ 第二室（緊急時対応室）

感染症その他の特定疾病の危機管理に関する調査及び研究並びに関係行政機関への連絡調整に関すること。

- ・ 第三室（クライシスコミュニケーション室）

感染症その他の特定疾病の危機管理に関する情報の提供に関すること。

- ・ 第四室（病原体診断室）

未同定の病原体材料の検査、他部の所管に属さない病原体のレファレンス業務及び病原体検出技術の開発研究に関すること。

- ・ 第五室（演習・訓練企画支援室）

危機対応演習・訓練の実地支援、プログラムの開発に関すること。

- ・ 第六室（細菌研修室）

細菌性疾患に関する検査情報の収集、解析及び提供並びに検査技術の開発研究並びに地方感染症情報センター及び地方衛生研究所における検査技術の向上及び標準化の支援に関すること。

- ・ 第七室（ウイルス研修室）

ウイルス性疾患に関する検査情報の収集、解析及び提供並びに検査技術の開発研究並びに地方感染症情報センター及び地方衛生研究所における検査技術の向上及び標準化の支援に関すること。

- ・ 第八室（危機対応検査準備室）

緊急時における検査体制の向上及び地方衛生研究所等への支援に関すること。

## Center for Emergency Preparedness and Response

Before March 2020, the Infectious Diseases Surveillance Center (IDSC) in NIID covered a lot of public health functions such as epidemiological research, research on vaccine effects and adverse events, laboratory training, and infectious disease surveillance. However, confronting the risk of outbreaks during the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games and the Kansai-Osaka EXPO 2025, the IDSC's areas of work were so diverse that it has become difficult for a single center to play a sufficient role.

In this context, the Center for Emergency Preparedness and Response (CEPR) was established in April 2020 with the laboratory and training sections separated from the IDSC and newly established offices for emergency response. Subsequently, in response to the pandemic of COVID-19, CEPR's crisis management function and human resource capacity was further strengthened. For example, functions development and support on conducting drills and exercise, and laboratory emergency response were reinforced.

The CEPR is responsible for the following activities.

- (1) Intelligence on infectious disease emergencies, training and exercises, scientific investigations and research, and provision of training and exercises regarding crisis management of infectious diseases.
- (2) Laboratory pathogen diagnosis and related scientific investigations and research (including reference functions) and provision of laboratory training.

The CEPR has eight offices, each of which has the following jurisdictions:

- ・ Office of Planning and Coordination

Planning and coordination of research, training and emergency operations.

- ・ Office of Emergency Operation

Investigation and research on crisis management of infectious diseases, and liaison and coordination with relevant government agencies.

- ・ Office of Crisis Communication

Risk and crisis communication on infectious diseases.

- ・ Laboratory of Unidentified Pathogen Investigation

Laboratory diagnosis of an unidentified pathogen, reference services for pathogens not covered by other departments of NIID, and research and development on pathogen detection technologies.

- Office of Training and Exercise Support

- Support and program development for emergency response exercises and training.

- Office of Bacteriology Lab Training

Support for capacity development and standardization of laboratory techniques on bacterial pathogens for local public health laboratories.

- Office of Virology Lab Training

Support for capacity development and standardization of laboratory techniques on virological pathogens for local public health laboratories.

- Office of Laboratory Emergency Preparedness

Support on lab diagnosis capacities for infectious disease emergencies and support to the local public health institutes.

## 実地疫学研究センター

実地疫学センターは実地疫学の人材育成を基盤として、地方自治体や国内あるいは国際的な感染症等の健康危機事例を早期に探知し、迅速かつ適切にリスクを評価し、短期及び長期予防策の検討を行い、関係機関と連携しながら対応や対策に関する提言等の還元を行う体制の構築するものとする。実地疫学研究センターは、次に掲げる業務を行う。

1. 保健行政機関の感染症等の健康危機管理を支援するために、実地疫学を実践する。

2. 疫学の知識・手法を用いて、国内外の感染症等の健康危機に関する情報収集・分析・リスク評価 (public health intelligence)、対応方法の検討を行う。

3. 健康危機管理を担う人材を、実地疫学専門家養成コース (Field Epidemiology Training Program: FETP) において、以下の活動に関する on the job training を通じて、育成する。

- 感染症アウトブレイク調査

- 感染症サーベイランスの評価と改善、及び活用

- 感染症等の健康危機管理事例のリスク評価

- 疫学研究

- 再発防止に寄与する情報還元

- 国内外の FETP ネットワークの構築と維持

4. 感染症対策のための計画立案、情報還元・発信をおこなう

実地疫学研究センターは下記の三室で構成され、各室の所掌業務は以下の通りである。

- 第一室：実地疫学研修室

実地疫学研修の標準化・高度化、実施

- 第二室：実地疫学分析室

情報の分析とステークホルダー&市民向けの情報提供や効果的・迅速な対策、対応及び再発防止に寄与する情報に関する発信や還元

- 第三室：国際派遣室

各国プログラムとの連携、海外をフィールドとした活動 (新興感染症、VPD 等)

Center for Field Epidemic Intelligence, Research and Professional Development



The Center for Field Epidemic Intelligence, Research, and Professional Development (CFEIR) was established in April 2021, during the SARS-CoV-2 pandemic. The mission of CFEIR is to establish strong relationships between counterparts by developing a public health workforce which can detect public health crises, respond promptly and accurately to an outbreak using risk assessment skills, consider short and long-term preventive measures, can make recommendations, and provide feedback in either local or global settings.

Under this mission, the three divisions in CFEIR will conduct the following operations:

1. Apply field epidemiology to support public health authorities in responding to health crises, focusing primarily on infectious diseases.
2. Collect, analyze, conduct risk assessments, and plan response measures if needed on domestic and international health crisis events, using applied field epidemiology.
3. Develop a workforce which can take on leadership roles during a health emergency response through the Field Epidemiology Training Program (FETP). FETP is an on-the-job style training program and fellows work in the following activities:
  - Participation of outbreak investigation
  - Evaluation, modification, and utilization of infectious disease surveillance
  - Conduct risk assessment and participate in response against public health crisis
  - Conduct epidemiological studies
  - Contribute to prevention of outbreak recurrence activities
  - Establish and maintain a network of FETP graduates, both domestically and internationally
4. Provide information to support prevention planning measures
  - Division I: Division for Epidemic Intelligence Training and Practice (EITP) Standardization, quality improvement, and implementation of applied field epidemiology
  - Division II: Division for Epidemic Intelligence Analysis and Feedback (EIAF) Feedback and communication of public health information to the public and stakeholders
  - Division III: Division for Global Health Workforce Development (GHWD) Collaboration with overseas FETP and preparation for international dispatch

## 業績目録

氏名 \_\_\_\_\_

1. 著書

2. 学術論文（学会誌発表等）

（1）欧文

（2）邦文

3. 学会発表（講演・発表等）

4. 外部資金（研究費）獲得状況（研究代表者のみ、直近5年）

（記入上の注意事項（共通））

1. 上記項目ごとに、著者名等、著書名等、発行所名（発表雑誌名）の順で記載し、それぞれを改行すること。
2. 年代の新しいものから順に記載すること。
3. 発行所名、発表雑誌名の次に巻号、ページ数及び発行等の西暦を記入すること。  
（例：Journal of Virology, 78:1298-1315, 2002）
4. 欧文の発表等は、原文のまま記載し、下段に（ ）書で和訳を記載すること。
5. 各題名の書き出しに、発表形態の種別を記載すること。（単独は（単）、筆頭は（筆）、その他は（他））
6. 著者名等は、本人以外も省略せず全て記載し、さらに本人の名前にアンダーラインを引くこと。
7. 長期の無発表期間がある場合は、その理由書を添付すること。
8. 査読有りの論文については最低限、記載すること。

(参考例)

1. 著書

- ①労働太郎、厚生太郎  
(他炎症の組織病態  
〇〇社, PP.67-87, 1989)

2. 学術論文

(1) 欧文

- ①Taro kousei, Jiro Kousei, Saburou Kousei, Tarou Roudou, Jiro Roudou, Saburou Roudou  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in USA , 2002  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2002年アメリカ)  
Epidemiology and Infection, 15:286-289, 2002

(2) 邦文

- ①厚生太郎、厚生二郎、厚生三郎、労働太郎、労働二郎、労働三郎  
(筆) An Outbreak of 〇〇〇〇〇〇〇 Infection in Oosaka, JAPAN, 2004  
(〇〇〇〇〇〇〇感染症のアウトブレイクー2004大阪)  
Epidemiology and Infection, 16:311-335 2004

3. 学会発表

- ①厚生太郎  
(単) ラット皮下腫瘍の消長と〇〇〇の相互関係について  
第25回日本病理学会総会, 東京, 1989

4. 外部資金(研究費)獲得状況(研究代表者のみ、直近5年)

- ①厚生労働省、〇〇(課題名)  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年
- ②科学研究費補助金、(課題名)□□□□□  
期間:平成〇〇年~平成△△年、金額〇〇〇円/年